

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年2月7日	不動産番号	2405000205223
地図番号	(A1) 53-2	筆界特定	余 白		
所 在	三次市三次町			余 白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
381番2	田	46		余 白	
余 白	雑種地	余 白		②昭和57年2月1日変更 〔昭和57年2月20日〕	
余 白	宅地	46	00	②③昭和58年10月25日地目変更 〔昭和58年10月26日〕	
余 白	余 白	7980	84	③381番3、382番3、382番4、391番1、391番4、392番1、392番2、393番1、393番2、394番、395番1、395番2、399番1、401番1、402番1、402番4、437番2、437番5、438番2、439番2、440番4、440番5、440番6を合筆 〔昭和59年2月3日〕	
余 白	余 白	944	01	③381番2、381番5、381番6に分筆 〔昭和59年2月3日〕	
余 白	余 白	348	80	③381番2、381番7に分筆 〔昭和59年3月12日〕	
余 白	余 白	634	81	③錯誤 国土調査による成果 〔昭和59年12月12日〕	
余 白	余 白	余 白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年2月7日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	昭和59年2月3日 第1371号	所有者 三次市三次町1380番地の1 三 次 市 土 地 開 発 公 社 順位1番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人住所変更	平成22年3月26日 第3073号	原因 昭和60年11月13日主たる事務所移転、平成5年7月26日住居表示実施 主たる事務所 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 代位者 三 次 市 代位原因 平成22年3月26日売買の所有権移転登記請求権
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年2月7日
2	所有権移転	平成22年3月26日 第3074号	原因 平成22年3月26日売買 所有者 三 次 市

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成 1 3 年 2 月 7 日	不動産番号	2 4 0 5 0 0 0 2 0 5 2 2 5
地図番号	(A 1) 5 3 - 2、5 3 - 4	筆界特定	余 白		
所 在	三次市三次町				余 白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
3 8 1 番 5	宅地	6 6 7 1	5 1	3 8 1 番 2 から分筆 〔昭和 5 9 年 2 月 3 日〕	
余 白	余 白	6 6 7 4	7 6	③ 錯誤 国土地調査による成果 〔昭和 5 9 年 1 2 月 1 2 日〕	
余 白	余 白	余 白		昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 1 3 年 2 月 7 日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成 1 2 年 2 月 1 6 日 第 1 1 6 1 号	原因 平成 1 1 年 1 0 月 1 日雇用能力開発機構 法附則第 6 条第 1 項による承継 所有者 横浜市中区桜木町一丁目 1 番地 8 雇 用 ・ 能 力 開 発 機 構 順位 3 番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 1 3 年 2 月 7 日
2	所有権移転	平成 1 6 年 1 2 月 9 日 第 1 0 6 7 4 号	原因 平成 1 6 年 3 月 1 日独立行政法人雇用・ 能力開発機構法附則第 3 条第 1 項により承継 所有者 横浜市中区桜木町一丁目 1 番地 8 独立行政法人雇用・能力開発機構
3	所有権移転	平成 2 2 年 4 月 6 日 第 3 4 2 7 号	原因 平成 2 1 年 1 1 月 2 4 日売買 所有者 三 次 市
付記 1 号	3 番所有権更正	平成 2 2 年 6 月 1 7 日 第 5 2 3 2 号	原因 錯誤 原因 平成 2 2 年 3 月 3 1 日売買



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和 5 年 8 月 7 日
広島法務局三次支局

登記官

大 賀 勝 正

